

第5章 税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買いものをした人などは、国や県、市などに「税金」を払います。

国などは集まった「税金」をみなさんの生活のために使います。「税金」について、わからないときは、市役所の税務課や税務署に相談してください。

三木市役所 税務課
三木税務署

☎ 0794-82-2000

☎ 0794-82-0501 (自動音声で案内します。)

〒673-0403 三木市末広1丁目9-10



1 所得税 (国に払う税金)

働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が払います。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年間にもらった給料などで決まります。

外国で働いて、もらった給料がある人は、市役所の税務課や税務署に相談してください。

○ 払い方①

毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収といいます。)

あなたの給料から税金を引いて払います。

1月から11月までに払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します。(これを年末調整といいます。)

多すぎた場合は、その税金を12月の給料に足して返します。税金をいくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」という紙や、会社から次の年の1月31日までにももらう「給与所得の源泉徴収票」という紙に書いてあります。

○ 払い方②

会社などの源泉徴収や年末調整(払い方①)をしていない人は、自分で書類を出します。(これを確定申告といいます。)

働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、税務署に書類を出します。コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

国へ帰る人は、日本を出る前に確定申告(払い方②)をします。税務署に相談してください。

○ **所得税**が少なくなる人

次の人は、税金が少なくなることがあります。**年末調整**（払い方①）や**確定申告**（払い方②）のとき、会社や**税務署**などに知らせます。

- ・家族の中に、給料が少ない妻や夫、16歳以上のこども、年をとった父や母がいる人
- ・自分や家族の**健康保険**（P14）、**国民年金**（P17）、**厚生年金保険**（P18）のお金を払った人
- ・いろいろな保険（生命保険や医療保険など）のお金を払った人
- ・自分や家族の病気などで、1月1日から12月31日までの1年間に多くのお金を払った人

2 **住民税**（県や市などに払う税金）

1月1日に日本に住所があって、働いている人が払います。いくら払うかは、前の年の1月1日から12月31日にもらった給料などで決まります。

○ **払い方①**

毎月、会社などが払います（この払い方を**特別徴収**といいます。）。

あなたの給料から税金を引いて払います。いくら払ったかは、会社から毎月もらう「**給与明細**」という紙に書いてあります。

○ **払い方②**

会社などの**特別徴収**（払い方①）をしていない人は自分で払います。

- ・「住民税を払ってください。」という手紙が、6月に市役所の税務課からあなたの家に届きます。
- ・手紙に書かれている税額を、市役所、コンビニエンスストア、銀行、郵便局などで払います。
- ・いつまでに払うかは、手紙に書いてあります。



○ **国へ帰る人**は、次のどちらかで払います。

- ・会社などの**特別徴収**（払い方①）で、帰る前に**全部**払います。
- ・あなたの代わりに払う人を決めて、帰る前に市役所の税務課に知らせます。

3 消費税

物を買ったときやサービスを受けたとき、そのお金と一緒に8%か10%の税金を払います。

スーパーなどの店で買う食べ物や飲み物（酒以外） 8%

スーパーなどで買う酒、レストランで食べたり飲んだりする物 10%

それ以外の物やサービス 10%



4 車を持っている人が払う税金

4-1 自動車税／軽自動車税

(1) 自動車税環境性能割／軽自動車税環境性能割

自動車や軽自動車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。

(2) 自動車税種別割／軽自動車税種別割

毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。

排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660ccより少ない車は「軽自動車税種別割」を払います。

いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに住んでいる市や県からあなたの家に届きます。いくら払うかは、車の種類などで決まります。

コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

いつまでに払うかは、手紙に書いてあります。

4-2 自動車重量税

車が安全に運転できるかどうか調べる「車検」などをするときには払います。

いくら払うかは、車の重さなどで決まります。

5 固定資産税

毎年1月1日に、次のものを持っている人が払います。

・土地

・家屋（家やアパート、マンション、ビル、店などの建物）

・償却資産（仕事に使う機械、道具、船、ヘリコプターなど）

いくら払うか書いてある手紙が、4月に市からあなたの家に届きます。いくら払うかは、手紙に書いてあります。

手紙に書いてある税額を、コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

